

平成27年 1 月15日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

「時間外勤務手当の支給割合の引上げ及び時間外勤務代休時間の
新設について（通知）」の一部改正について（通知）

このことについて、職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年人事委員会規則第3号）及び「職員の給与の支給等に関する規則の運用について」（昭和41年4月28日付け41人委第171号人事委員長通知）の一部が改正され、平成23年4月1日から施行されていますが、「時間外勤務手当の支給割合の引上げ及び時間外勤務代休時間の新設について」（平成22年3月29日付け21高教政第1995号教育長通知）の一部を下記の内容で改正する通知について、事務処理の漏れのため、発出されていないことが、このたび判明しました。

つきましては、平成23年4月1日からは別添「時間外勤務手当の支給割合の引上げ及び時間外勤務代休時間の新設について」に従って事務処理することとなりますのでお知らせします。

なお、この改正に伴い、平成23年4月1日から平成26年12月31日までの間については、遡って時間外勤務手当が支給となる場合がありますが、その事務処理につきましては、別途お知らせさせていただきます。（平成27年1月1日からの時間外勤務手当については、この通知によって処理してください。）

このたびは、大変申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように、適正な事務の執行に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

また、併せて、管内の学校長に対して、改正の内容を周知していただきますようお願いします。

記

1 改正の内容

1 か月に60時間を超える時間外勤務を行う場合における60時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務を含めること。

2 施行年月日

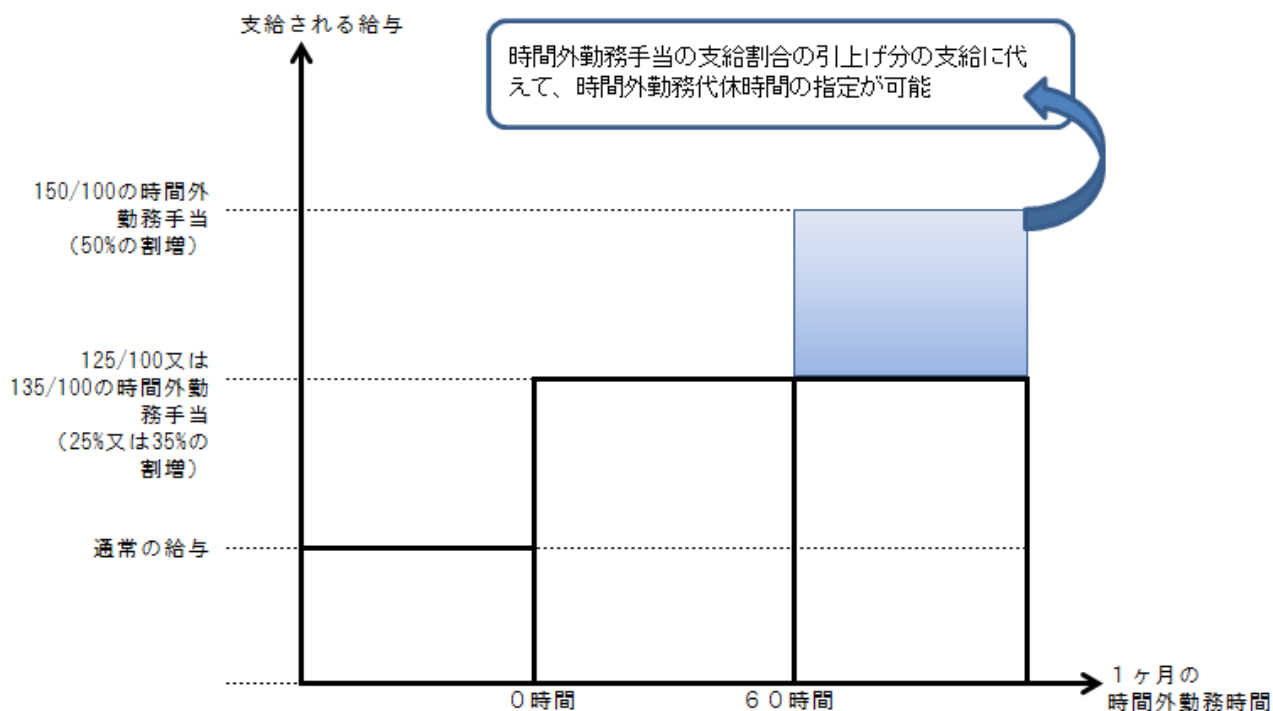
平成23年4月1日

時間外勤務手当の支給割合の引上げ及び時間外勤務代休時間の新設について

1 制度の概要

- ① 特に長い時間外勤務を強力に抑制するため、月 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）に引き上げる。
- ② 月に 60 時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することができることとし、時間外勤務代休時間を指定され、当該時間外勤務代休時間に勤務しなかったときは、時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務の時間について、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給を要しない。
- ③ 休日勤務手当が支給される勤務については、時間外勤務ではないため、今回の制度改正の対象とはならない。
なお、休日の勤務であっても休日勤務手当の対象とならない、正規の勤務時間が割り振られていない時間における勤務については、時間外勤務となることから、対象となる。

◎制度概要図



2 時間外勤務手当の支給割合

	平日	平日 深夜	週休日	週休日 深夜
60 時間前	125/100	150/100	135/100	160/100
60 時間後	150/100	175/100	150/100	175/100
引上げ分	25/100	25/100	15/100	15/100

※育児短時間勤務職員等に、月 60 時間を超える時間外勤務を行わせた場合の平日の 7 時間 45 分に達するまでの勤務の支給割合も 150/100（60 時間前は 100/100）となる。

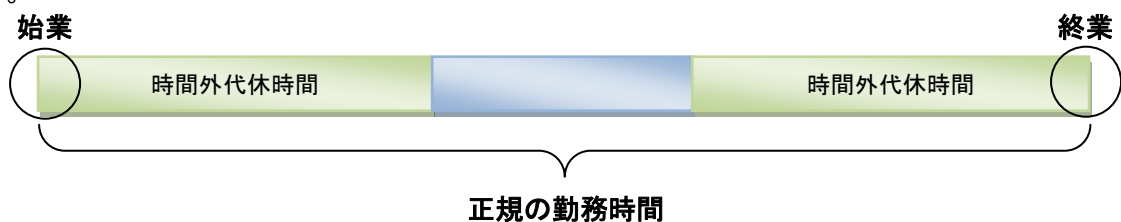
3 時間外勤務代休時間の指定の単位及び指定可能期間

時間外勤務代休時間は、60 時間を超過した時間外勤務を行った月の末日の翌日から 2 ヶ月以内の期間内で、1 日（7 時間 45 分）又は 4 時間を単位として指定することができる。なお、この場合、年次有給休暇を加えて 1 日又は 4 時間とすることが可能。なお、加える年次有給休暇は時間単位で取得することとなる。

また、時間外勤務代休時間の指定に当たっては、職員の意向を尊重して指定することとされていることを踏まえて指定する必要がある。

4 時間外勤務代休時間を指定する時間帯

1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、原則として始業の時刻又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。



5 時間外勤務代休時間の指定

○時間外勤務代休時間の指定を希望する職員は、60 時間を超える時間外勤務を行った月の直後の月締処理期間内に、時間外勤務代休時間指定簿により所属長の指定を受けるものとする。

○時間外勤務代休時間を指定できる期間は、時間外勤務が 60 時間を超えた月の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後までの期間とする。

【月締処理期間内に指定を受けることができなかった場合】

時間外勤務代休時間の指定にあたっては、月締処理期間内に指定を受けることを基本とするが、後日指定を受ける場合は、当該時間外勤務代休時間に代えることとなる時間外勤務に係る支給割合の引上げ分の時間外勤務手当が既に支給されている（支給されることとなっている）ため、既に支給された（支給されることとなっている）引上げ分の時間外勤務手当については戻入する必要がある。

6 時間外勤務代休時間の指定に当たっての留意事項

○職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間は指定しないものとする。

○時間外勤務代休時間制度が特に長い時間外勤務を行った職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、職員が時間外勤務代休時間の指定を希望しない場合を除き、時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

平成 27 年 1 月 15 日

各市町村（学校組合）教育委員会担当者 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

「時間外勤務手当の支給割合の引上げ及び時間外勤務代休時間の
新設について(通知)」の一部改正に伴う事務処理について

このことについては、平成 27 年 1 月 15 日付け 26 高教福第 1217 号教職員・福利課長通知によりお知らせしたところです。

この改正に伴い、該当する職員につきましては、平成 23 年 4 月 1 日に遡り時間外勤務手当を支給する必要がある可能性があるため、貴管内の小中学校等について、下記「1 確認内容」のとおり、ご確認いただき、対応いただきますようお願いいたします。

お忙しいところお手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

記

1 確認内容

貴管内の小中学校等において、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に、所属長から時間外勤務命令を受け 1 か月に 60 時間を超える時間外勤務を行った職員（期限付き職員を含む）がいる場合には、その職員の時間外勤務命令簿の写しを取りまとめのうえ、教職員・福利課給与担当まで提出してください。

なお、該当がない場合もその旨、メールにてご連絡をお願いします。

※対象となる職員は、教育職給料表が適用される職員（教員）以外で、県費負担教職員のうち時間外勤務手当が支給される学校事務職員及び学校栄養職員です。

2 今後の対応

提出された時間外勤務命令簿の写しをもとに、当課において、平成 23 年 4 月分から平成 26 年 12 月分までの時間外勤務手当について再計算のうえ、差額がある場合には平成 27 年 3 月給与において支給されるよう作業します。

3 提出期限

平成 27 年 1 月 30 日（金曜日） ※期限厳守をお願いします。

4 問い合わせ先

高知県教育委員会事務局教職員・福利課 給与担当

TEL：088-821-4906 E-mail：310601@ken.pref.kochi.lg.jp